

仕様書

1 目的

学生や他の職種で働いている者が就職先に香川県警察を選んでくれるように、警察の組織の魅力や業務にやりがいを持って働けるとともに、充実した福利厚生制度等が備わっていることを分かりやすく説明し、見た者の印象に残る洗練されたパンフレットを作成する。

2 契約期間

契約締結日から令和8年2月1日まで

3 契約限度額

1,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 仕様

(1) 納入品

以下の仕様により、制作したパンフレット及びポスターを納入するものとする。

- ・ 納 期 令和8年2月1日
- ・ 規 格 パンフレット A4判16ページ
ポスター A2判
- ・ 用 紙 パンフレット 適した素材を使用すること
ポスター マット紙若しくはコート紙135kg
- ・ 納品場所 香川県警察本部警務課及び県下各警察署
- ・ 基本部数 パンフレット 6,000部
ポスター 500枚
- ・ データ パンフレット及びポスターのデザインはPDF形式、パンフレットで使用した写真等の素材データはJPEG形式でCD-Rに保存して納入（いずれも香川県警察のホームページ、インスタグラム等での使用を想定とする。）

(2) 編集・制作

区 分	内 容
第1回 (編集方針協議)	<ul style="list-style-type: none">○ 具体的な作業日程表（印刷業務を含む）を県警へ提出する。○ 作業日程表を作成する際には、写真撮影等で1ヶ月程度要することを考慮すること。○ 受託者は、県警からテーマや背景、ポイントなどの説明を受け、編集方針を確認する。

	<p>○ 原則として文字原稿は提供しない。 ただし、デザイン上職員のコメント等が必要な場合は協議するものとする。</p>
第2回 (詳細協議)	<p>○ 編集方針をもとに受託者が作成した詳細内容（レイアウト、タイトル、内容骨子等）について協議する。</p>
第3回 (最終協議)	<p>○ 完成形に近いカラーコピーをもとに警察本部警務課と協議を行い、最終の調整をする。</p>

(3) 制作

受託者は、編集方針に従って取材し、記事を作成するものとする。

(4) 編集制作の体制

- ・ 編集制作業務の総括責任者、ライター及びデザイナー等は、いずれも企画提案書を制作したメンバーと同一人物が従事し、パンフレット等の編集制作を主たる業務とするものとする。
- ・ 総括責任者は、県警との窓口として他のスタッフとの仲介、編集制作業務の進行、管理及び取りまとめを行うものとする。
- ・ 総括責任者は編集会議に必ず出席することとし、その他のスタッフは、必要に応じて出席するものとする。

(5) 掲載項目について

ア パンフレットの表紙には「香川県警察採用案内」、ポスターには「香川県警察官・職員募集」と表示するとともに、それぞれに1文以上のキャッチコピーを入れることとし、当該キャッチコピーの商標登録の有無については、納入業者が確認するものとする。

イ パンフレットの記事について、下記の内容は必ず掲載するものとする。

- 香川県警察の組織概要
- 警察業務の紹介（警察学校、地域警察、各部門（警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部）、警察行政事務）
- 香川県・香川県警の魅力
- 福利厚生
- 給与体系
- 休暇制度
- 昇任制度（警察行政事務のキャリアパス含む）

ウ ポスターはパンフレットの表紙と同一のデザインとすることを可とする。B2判で印刷する場合があることを考慮したデザインとする。

(6) 写真撮影について

原則、パンフレット及びポスターの表紙に使用する写真については、受託者が撮影するものとする。

ただし、デザイン上、受託者による撮影が不可能な場合はこの限りでない。

(7) 写真補正について

県警から提供した写真は必ずフォトタッチを行うこととし、トリミング等の加工についても全て受託者が行うものとする。

(8) 校正

校正は、文字校正約5回（ただし、正式校正とは別に、CD-R や DVD-R などの記録媒体又はEメールによってその都度校正を行う）と、色校正約5回の概ね10回程度行う。文字校正はカラーコピー、色校正は指定の再生上質紙に印刷して警察本部警務課へ持参し、返却時に修正等の指示を受けるものとする。ただし、文字校正の段階で記事の差し替えや修正、色校正の段階で文字の修正をする場合がある。なお、色校正は、印刷業務に含むものとする。

5 著作権

- (1) 委託業務で生ずる著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）については、全て香川県警察に帰属するものとする。
- (2) 香川県警察は、委託業務による制作物を香川県警察ホームページほか、各種広報媒体において使用できるものとする。
- (3) 肖像権については、受託者の責任において、撮影前に権利者等へ了承を得るものとする。ただし、香川県警察の職員についてはこの限りではない。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者において一切を処理するものとする。

6 経費の負担

業務に必要な物品、撮影用機材、及び消耗品の調達費、その他本業務に関する経費は受託者の負担とする。

7 その他

- (1) 契約締結後、必要となる作業全てを記載したスケジュールを作成し、契約日から起算して10日後までに主管担当に提出し、承認を得るものとする。
なお、運営は、承認を得たスケジュールに沿って実施するものとし、変更する場合は、事前に主管担当と協議の上、承認を得るものとする。
- (2) 内容については、香川県警察の検討により、本仕様書の内容が変更になることもあるので、主管担当の指示に従うものとする。
- (3) 契約書、本仕様書等に定めがない場合又は疑義を生じた場合には主管担当に協議するものとする。
- (4) 業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。